

予防接種法の一部を改正する法律案要綱

- 1 「予防接種」の定義について、人体に注射し、又は接種する医薬品として、疾病の予防に有効であることが確認されているワクチンに加え、単クローン抗体を有効成分として含有し、かつ、ワクチンと同程度にその効果が長期間にわたる医薬品を含むものとする。（第二条第一項関係）
- 2 その他所要の改正を行う。
- 3 施行期日等
 - (1) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一項関係）
 - (2) その他関係法律について所要の改正を行う。